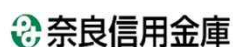


ならしん一般個人プラン

2025年4月1日現在

1. 商品名	・個人ローン「ならしん一般個人プラン」
2. 取扱期間	・期間限定なし(レギュラー商品)
3. ご利用 いただける方	・次の条件を満たしている個人の方 ① お借入時のご年齢が満20歳以上、満70歳以下の方。 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫会員または会員資格のある方 ④ 日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者 ⑤ その他当金庫所定の条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方。
4. お使いみち	・健全な個人資金であれば自由 ※事業資金・転貸資金・旧債返済資金・株式取得資金・税金支払資金・投機等不健全な資金は除きます。
5. お支払い方法	・原則、支払先等に振込させていただきます。
6. ご融資金額	・10万円以上500万円以内
7. ご融資期間	・3ヶ月以上10年以内(元金据置6ヶ月以内)
8. ご融資利率	<p>・変動金利型 年5.075%</p> <p>新規融資利率は、当初お借り入れ日の住宅ローン変動基準金利を基準とします。 なお、以下の条件を満たす場合は、店頭金利より所定の金利を優遇いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カードローンプレミアムをご契約の方(新規の同時申込みも可) ▲0.1% ・当金庫の住宅ローンをご利用中の方(お借入残高のある方に限ります) ▲0.1% ・当金庫とお取引がある事業所にお勤めの方(お取引はお預入れお借入れを問いません) ▲0.1% ・当金庫と「職域サポート契約」を締結された事業所にお勤めの方 ▲0.1% <p>※最優遇金利 4.675% (通常金利より▲0.4%)</p> <p>上記金利は現時点での金利ですが、変動金利型ですので今後変動いたします。 ご融資後は、4月1日、10月1日を基準日として、年2回金利を見直します。 変動があればその変動幅と同じ幅で、それぞれ7月、翌年1月の返済分から新しい金利を適用いたします。</p> <p>・最新の金利については、ホームページまたは窓口でご確認ください。</p>
9. ご返済方法	<p>・「元利均等毎月返済」と「元金均等毎月返済」のいずれかの方法をお選びください。</p> <p>※「元利均等毎月返済」: 毎月のご返済金額(元金と利息の合計)が一定です。 「元金均等毎月返済」: 毎月のご返済金額(元金と利息の合計)のうち元金が一定です。 (元金の減少やお借入利率の変動に伴いご返済金額が変わります)</p> <p>・お借入金額の50%以内で、ボーナス月増額返済(年2回)の併用もできます。</p> <p>・ご返済は、毎月一定の日(休日の場合は翌営業日)に、ご本人様の指定口座から自動引落しさせていただきます。</p> <p>・元利均等返済と元金均等返済の変更はできません。</p>
10. 担保・保証	・一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので不要です。
11. 保証料	<p>・年2.00%(ご融資利率に含まれます)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>お客さまから当金庫へいただく金利の中から当金庫が保証会社へお支払いいたします。 お客さまから保証会社へお支払いいただく必要はありません。</p> </div>



12. 手数料等	・手数料はかかりません。
13. 苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当庫営業日に営業店またはお客さまサービス担当(9:00~17:00) 0800-170-6314までお申し出ください。
14. 紛争解決措置	<p>・東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記お客さまサービス担当 または 全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、上記弁護士会、当金庫お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p> </div>
15. その他	<p>・お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。</p> <p>・審査結果によってはご要望にそえない場合があります。</p> <p>・金利情勢等により、金利を変更する場合がございます。また、今後予告なくこの商品の取扱いを中止する場合がございます。</p> <p>・お申込みによって、当金庫からのお借り入れ総額(一部のお借り入れを除く)が700万円を超える場合には、当金庫の会員になっていただく場合があります。その場合、お借り入れ手続きまでに 出資金(1万円)が必要となります。</p> <p>・万一、元利金のご返済が遅れたときは遅延している元金について年14.5%(年365日の日割計算)の損害金をお支払いいただきます。</p> <p>・審査の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・お申込みの方法やご返済額の試算など、詳しくは当金庫の本支店窓口でお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) ご用意いただく主な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ご本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等) ② ご収入確認書類(源泉徴収票・住民税決定通知書・受付印のある確定申告書等) ③ お使いみち確認書類(見積書・注文書・請求書・納付書・工事請負契約書等)※ <p>※ 申込金額が100万円以下の場合、パンフレット、聞き取りメモでも構いません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px auto; width: fit-content;"> お使いみちは自由ですが、確認は必要となります。 </div> <p>※ 場合により、上記以外の書類が必要となることもあります。</p> </div>